

事務連絡  
平成23年6月1日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年5月31日付け食安輸発0531第2号）にて通知したところです。  
今般、平成23年5月26日付け食安輸発0526第8号にて通知した検査命令を解除する食品等について、下記のとおり訂正しましたのでお知らせします。

記

(誤)

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
あさり及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため

(正)

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
<u>あさり加工品</u> (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため